

魚津市告示第11号

魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月3日

魚津市長 村椿 晃

魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、法第4条第2項に規定する構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90%以上であり、かつ、放流水のBODが20mg／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(2) 専用住宅 自己の主たる居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を自己の主たる居住の用に供する建物をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、次の各号に掲げる区域を除く魚津市全域とする。

(1) 公共下水道事業計画区域

(2) 農業集落排水事業整備区域（個別排水処理施設処理区域を除く。）

(3) とみ里団地排水処理整備区域

(補助対象浄化槽)

第4条 補助対象浄化槽は、汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものであって、次に掲げる建物からの排水を処理するために設置する合併処理浄化槽とする。

(1) 処理対象人員が50人以下の専用住宅

(2) 市長が特に認めた建築物

(補助金の交付)

第5条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域内において、補助対象浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等の賃借人であって、合併処理浄化槽の設置について住宅等の所有者の承諾が得られない者

(3) 販売目的で合併処理浄化槽付きの建築物を建築する者

(4) 都市計画法(昭和30年法律第100号)に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴い合併処理浄化槽を設置する者

(5) 市税等に滞納のある者

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 合併処理浄化槽設置に係る工事の見積書の写し

(2) 審査機関の確認済の浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書における確認済のし尿浄化槽調書の写し

(3) 設置場所の位置図及び平面図

(4) 賃借人にあつては、住宅等の所有者の承諾書

(5) 型式適合認定を証する登録証等の写し

(6) 登録浄化槽管理票(C表)

(7) 浄化槽機能保証制度保証登録証

(8) 工事の監督をする者の資格(浄化槽整備士又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を終了した者)を証する写し

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（変更申請等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは補助事業を廃止しようとするときは、変更等承認申請書（様式第3号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合その他補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 合併処理浄化槽設置に係る工事の領収（明細）書の写し

（2） 合併処理浄化槽設置に係る工事状況写真

（3） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

（4） 浄化槽法定検査依頼書の写し

（5） その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金交付額の確定通知があったときは、補助金交付請求書（様式第6号）により速やかに補助金の交付を請求するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 不正の手段により補助金を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助対象者に補助金の全部の返還を命ずることができる。

(施工状況の確認)

第15条 市長は、合併処理浄化槽の適正な設置のため必要があると認めるときは、随時合併処理浄化槽設置工事の施工状況を確認するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成10年魚津市告示第51号）は廃止する。

別表（第6条関係）

| 人槽区分 | 補助金単価限度額（一基につき） |
|------------|-----------------|
| 5 人槽 | 352,000円 |
| 6 ～ 7 人槽 | 441,000円 |
| 8 ～ 10 人槽 | 588,000円 |
| 11 ～ 20 人槽 | 1,002,000円 |
| 21 ～ 30 人槽 | 1,545,000円 |
| 31 ～ 50 人槽 | 2,129,000円 |

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名

印

年度魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において合併処理浄化槽を設置したいので、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について下記のとおり交付されるよう、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、交付要件の確認のため、所在及び市税等の納付状況について確認することに同意します。

| | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 設置場所の地名番地 | |
| 2 | 住宅等所有者 | 1. 本人 2. 共有（ 人） 3. その他（ ） |
| 3 | 浄化槽の規模 | 人槽 |
| 4 | 設置費 | 金 円（浄化槽本体及び工事費） |
| 5 | 補助金交付申請額 | 金 円 |
| 6 | 事業着工予定年月日 | 年 月 日 |
| 7 | 事業完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 8 | 施工業者 | |
| 9 | 添付書類 | (1) 合併処理浄化槽設置に係る工事の見積書の写し (2) 審査機関の確認済の浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書における確認済のし尿浄化槽調書の写し (3) 設置場所の位置図及び平面図 (4) 借借人によっては、住宅等の所有者の承諾書 (5) 型式適合認定を証する登録証等の写し (6) 登録浄化槽管理票（C表） (7) 浄化槽機能保証制度保証登録証 (8) 工事の監督をする者の資格（浄化槽整備士または小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を終了した者）を証する写し (9) その他市長が必要と認める書類 |

住 所
氏 名

年度魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付の可否

下記の条件を付して、交付します。
(交付しません。)

2 交付決定額 金 円
(交付しない理由)

年 月 日

魚津市長

交付条件等

1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 承認事項等

(1) 補助対象者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(4) 実績報告

補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

変更等承認申請書

年 月 日

魚津市長

あて

補助対象者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1. 補助金申請内容の変更
2. 補助事業の中止
3. 補助事業の廃止

(理由)

年 月 日

魚津市長

あて

補助対象者 住所
氏名

印

年度魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて下記のとおり報告します。

また、設置した合併処理浄化槽については、浄化槽法を遵守して適正に管理し、使用します。

| | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 設置場所の地名番地 | |
| 2 | 浄化槽の規模 | 人槽 |
| 3 | 設置費 | 金 円（浄化槽本体及び工事費） |
| 4 | 補助金申請額 | 金 円 |
| 5 | 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 6 | 事業着工年月日 | 年 月 日 |
| 7 | 事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 8 | 施工業者 | |
| 9 | 添付書類 | (1) 合併処理浄化槽設置に係る工事の領収（明細）書の写し (2) 合併処理浄化槽設置に係る工事状況写真 (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類） (4) 浄化槽法定検査依頼書の写し (5) その他市長が必要と認める書類 |

様式第5号（第11条関係）
魚津市指令 第 号

補助対象者 住 所
氏 名

年度魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した 年度魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定により交付額を金 円に確定します。

なお、設置した合併処理浄化槽については、浄化槽法を遵守して適正に管理し、使用すること。

年 月 日

魚津市長

様式第6号（第12条関係）

補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け魚津市指令 第 号で額の確定のあった
年度魚津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金として請求します。

年 月 日

魚津市長

あて

補助対象者 住 所
氏 名

印

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | | | | | | | | | | | | |
| 本支店名 | | | | | | | | | | | | | |
| 預金種別 | 普通 当座 | 口座番号 | | | | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | | | | | | | |